

# 組合ニュース

発行：2013年2月6日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail: oitauu@fat.coara.or.jp

**現在雇用されている非常勤職員は最長6年雇用を確認  
5年に短縮されることはありません！！**

## 非常勤職員問題団体交渉報告

### 雇用条件不安定化をはかる法人

組合ニュース第7号でお伝えしたとおり、組合はここ複数回の団体交渉を通して非常勤職員の待遇改善を法人に要求してきました。

現在大分大学は非常勤職員の最長雇用期限を6年と定めています。また、雇用契約リセットの際に必要なクーリング期間を1年としています。それに対し組合は一貫して無期雇用化と、クーリング期間の短縮を法人に求めてきました。

組合の要求を後押しするかのごとく、昨年8月に「労働契約法の一部を改正する法律」（改正労働契約法）が公布されました。今年4月1日から施行予定の改正労働契約法では、契約期間が通算5年を超える場合は、無期労働契約への転換がルール化されています。また同法においてクーリング期間は6ヶ月以上あれば有効であるとされています。

組合は法人に対して改正労働契約法の精神にのっとり、早急に非常勤職員に関する労働契約の規程改定を求めましたが、残念ながら現在に至るまで一切の改善はなされていません。驚くべきは、現在学内の審議機関において労働者の雇用安定促進を意図した改正労働契約法を逆手にとるような、労働条件の「改悪」案が検討されているようです。例としてクーリング期間の短縮は一切考慮されず、また現行で6年の最長雇用期限を改正労働契約法が施行される時期に合わせ、5年に短縮する案などがあります。このような法人の対応は雇用条件不安定化を率先して行っていることの表明に他なりません。

### 言い逃れに過ぎない団体交渉での法人レトリック

賃金カット問題の他さまざまな交渉事項において、法人は壊れたレコードのように「社会一般情勢」を鑑みなければならぬと繰り返し、組合の主張や要求を切り捨ててきています。人事院勧告などに対しては、大分大学が置かれている独自の状況を考慮することなく、準拠する姿勢を示してきました。あたかも人事院から国家公務員に勧告された事項は交渉の余地なく遂行することが法

人の仕事であるかのごとく。しかし今回の非常勤職員待遇改善の件では、法人はまったく逆の行動をとっています。国が定めた法律の意図や精神をいとも簡単に無化してみせています。この点一つとってみても、いかに法人が団体交渉の場で頻繁に利用する「社会一般の情勢に適合」するというレトリックが陳腐なもので、誠実交渉の理念にそぐわないものであるかを如実に現しているといえるでしょう。

### 現非常勤職員の方への影響は？

2013年1月10日実施の第12回団体交渉で、現在法人が検討している規程改定が現非常勤職員に与える影響について質しました。法人の回答によると平成24年4月1日までに雇用されている非常勤職員に対しては現行の最長雇用期限6年を適応すると明言しました。これは多くの非常勤職員の方にとって朗報といえるでしょう。しかしながら、同様の契約条件で雇用された職員でも平成24年4月2日以降に採用された場合はその限りではないとしています。それに対し組合が現行の契約で雇用されているすべての職員に関しては6年の雇用期限を保障すべきであると要望したところ、法人はその旨を人事政策会議で紹介すると確約しました。しかしながら、現在法人は、常勤・非常勤、教員・職員を問わず、有期雇用されているすべての教職員が、改正労働契約法によって無期雇用へと転換できる権利や望みをすべて断つような規程改定等も検討しているようです。これが実現してしまうと、例えば非常勤教員担当の科目は5年で別の教員が担当しなければならなくなります。

### より多くの方のみなさんの声を法人に届けましょう

現在団体交渉は平行線をたどっています。団体交渉のみでは限界もあります。組合員の方々がさまざまな学内の委員会や会議で、この件に関して意見していただくをお願いいたします。女性職員が大半をしめる本学の非常勤職員の待遇改善問題は女性問題にも直結します。女性非常勤職員を対象にした学長懇談会の開催など、みなさんから要望があれば法人に要請することも可能です。諦めては何もはじまりません。みなさんの知恵を執行部に是非おかしください！！